

## 佐賀県告示第百二十九号

佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第五条第一項中「応じて」の下に「、四十日分を限度として」を加え、同条第二項ただし書を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この告示の施行の日前に受講を開始した職業訓練に係る技能習得手当の支給については、なお従前の例による。